

公益社団法人 中央畜産会

熊本地震に係る義援金募集

募金趣意書

このたびの熊本地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方たちとご家族に深く哀悼の意を表します。

被災地の一日も早い復興を願い、公益社団法人 中央畜産会は、別紙募金要項に記載のとおり、本会の義援金受付け専用口座を開設いたしました。この口座に振込まれた義援金は、全額を熊本県に寄付いたします。

以上、本会の趣旨をご理解くださり、被災地の復興と、被災者の皆さまの生活を支援するためにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

平成 28 年 5 月 20 日

公益社団法人 中央畜産会

会長 小里 貞利

公益社団法人 中央畜産会
熊本地震に係る義援金
募金要項

1. 募金団体について

団体名 公益社団法人 中央畜産会
代表者 会長 小里 貞利
団体所在地 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号
第 2 ディーアイシービル 9 階
電話番号 03 - 6206 - 0842
FAX 番号 03 - 5289 - 0890

2. 募金方法

以下の銀行口座にお振込みください。
(銀行名) みずほ銀行
(支店名) 虎ノ門支店 (店番号 046)
(預金種別) 普通預金
(口座番号) 4388648
(口座名) 中央畜産会 地震寄付金 事務局長 近藤 康二
恐れ入りますが、お振込手数料は各自ご負担ください。

3. 募集期限

平成 28 年 6 月 30 日 (木)

4. 義援金の寄付先

この募金口座でお預かりした義援金は、全額を以下に寄付いたします。
ここから必要経費等を差引くことは一切ありません。

熊本県 (口座名義 熊本地震義援金 熊本県知事 蒲島 郁夫)

最終的な寄付先と寄付金額の詳細は、募集期間終了後、可及的速やかに、本会ホームページにて報告します。

5. この義援金募金の税務上の扱いについて

この募金専用口座に義援金を送金された場合、その寄付金が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることを税務署が確認していますので、個人の方は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人の場合は法人税法第 37 条第 3 項の「国又は地方公共団体に対する寄付金」として、税制上の優遇措置を受けることができます。

6 . 預り証の発行について

上記銀行口座にお振込みいただいた方は、その銀行振込票の控えでもって税務上の優遇措置の適用を受けるための証拠書類とすることができますが、さらに預り証を必要とされる方は、お手数ですが、上記の公益社団法人中央畜産会事務局まで、ご連絡ください。